中通高等看護学院 細則

（要　旨）

第１条　この細則は中通高等看護学院学則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（学院の秩序の維持）

第２条　学生は学則を守り、学習にふさわしい環境を整えることに協力し、学院の秩序を乱す行動をしてはならない。

（学院の運営組織）

第３条　学院の適正円滑な運営をはかるために、学則第６章第20条にもとづき次の会を設ける。

学院運営審議会

管理会議

職員会議

教務会議

学院臨床指導者会議

その規定は別に定める。

（職員の職務）

第４条　学院の教育の目的を達成するために学則第６章第21条にもとづき、その服務規定は別に定める。

（学生証）

第５条　学生は学生証の交付を受けて常時これを携帯し、請求があったときは何時でもこれを提示しなければならない。

2．学生は、卒業、退学またはその有効期間を経過したときはただちに学生証を学院長に返納しなければならない。

3．学生証を紛失、汚損し、またはその有効期間を経過したときおよび記載事項に変更があったときは、ただちに学院長に届け出て再交付を受けなければならない。

（施設の利用）

第６条　学生が集会その他の事由により学院の施設を利用するときは、学院長の承諾を得なければならない。

2．学生が文書、ポスターを掲示しようとするときは学院の定めた掲示板に学院長の承諾を得て、掲示することができる。

（季節休暇）

第７条　季節休暇は次のとおりとし、その時期は学院長が定める。

夏季・冬季・学年末・大型連休を合わせて10週間を超えないこととする。

（学科目および単位数）

第８条　学科目および単位数については学則で定めたもののほか、教養科目を特別講座として設けることができる。

（実習施設）

第９条　実習のための主な施設は、以下のとおりとする。

中通総合病院、中通リハビリテーション病院、中通健康クリニック、中通訪問看護ステーション、市立秋田総合病院、並木クリニック、秋田回生会病院、秋田県立リハビリテーション・精神医療センター、特別養護老人ホームリンデンバウムいずみ、福祉複合施設ウエルビューいずみ、老人保健施設遊心苑、楢山保育園

（入学試験委員会）

第10条　入学試験委員会はその長を学院長とする。

2．入学試験委員会の委員は委員長が次の者に委嘱することとする。

副学院長
教務主任
事務長
副教務主任

（入学者選抜の方法）

第11条　総合型選抜、推薦入学試験および前期・後期入学試験を行い、小論文、学科試験、面接試験により、総合的に判定して合否を決定する。

2．学院長は、入学試験委員会の協議を経て入学者を選抜し、学院運営審議会での審議を経て決定する。

（欠　席）

第12条　学生が欠席をする場合は､事前に願い出て承諾を受けるものとする。ただし、事前に承諾を受けることができなかった場合には、その後すみやかに報告し承諾を得ることとする。

2．傷病により欠席が引き続き３日以上に及ぶ場合には、医師の診断書を添えて承諾を得ることとする。

3．欠席数の算出は、当該日の時間数にかかわらず１日とみなす。

（欠　課）

第13条　学生が遅刻、早退、中引する場合は、事前に願い出て承諾を受けるものとする。ただし、事前に承諾を受けることができなかった場合には、その後すみやかに報告し承諾を得ることとする。

2．欠課時間の算出は以下の基準による。

講　　義	30分以上　45分迄は	1時間の欠課
	45分を超え90分迄は	2時間の欠課
臨地実習	30分以上　45分迄は	1時間の欠課
	その後は45分単位で計算する。	

3．行事・その他で出席が必要とされている場合は、上記の欠課時間を適用する。

（単位の認定）

第14条　単位の認定は、学科試験および臨地実習の成績に基づいて、授業担当者が認定し、学院長が決定する。

2．学科試験は各講義の終了後に行うが、授業担当者が必要と認める場合は随時行うこともできる。

3．講義時間および実習時間の3分の2以上出席した場合にのみ、当該科目の評価を行う。

4．成績はA，B，C，Dの4段階で評価して、A，B，Cを合格として、単位を与える。

なお、Aは　85点以上
Bは　70点以上85点未満
Cは　60点以上70点未満
Dは　60点未満　　　　とする。

5．ただし、3項における欠席の理由について、学院長がやむを得ない事情によると判断した場合は補習教育などを実施し、評価を受けることができる。

6．学科試験において合格点に達しない場合は、再試験を受けることができる。

なお、学科試験を受けなかった理由について、学院長がやむを得ない事情によると判断した場合は追試験を受けることができる。

7．早期臨床実習、基礎看護学実習において合格点に達しない場合は、再実習を受けることができる。

8．単位を修得しない科目がある場合は、再履修することができる。

9．臨地実習を履修するためには、臨地実習開始前までに履修すべきすべての科目において、その単位を修得することを条件とする。

10．試験において不正行為をした者に対しては、当該年度の全授業科目の単位を認めない

（卒業の認定）

第15条　卒業の認定は、所定の単位修得について学院運営審議会が行った認定に基づいて学院長が決定する。

2．全科目を履修し、108単位の修得をもって卒業とする。

3．欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えるものは、卒業を認めない。

（懲戒）

第 16 条　学院長は学生に懲戒を加えることができる。なお懲戒の該当事項は以下のとおりとする。

（1）学則に従わない者

（2）学科試験で不正行為のあった者

（3）無断で理由なく欠席した者

（4）学院の施設設備を故意に破壊しようとした者

（5）刑事事件により起訴され有罪判決が確定した者

（6）在学中に知り得た一切の情報を第三者へ開示・漏洩した者

（7）その他、学生の本分に反した者.

（健康管理）

第 17 条　学生の健康を保持するために、健康診断は年 1 回行う。また、随時必要に応じて行う。

なお、健診内容は、別に健康管理規定に定める。

（特別休暇）

第 18 条　学生の特別休暇は以下のとおりとする。

（1）父母の死亡の場合	7 日
（2）祖父母、兄弟姉妹の死亡の場合	3 日
（3）父母の兄弟姉妹の死亡の場合	1 日
（4）天災、その他の災害又は伝染病発生の場合	登校不能の期間
（5）学院長が必要と認めた場合	その期間

（入学金および授業料）

第 19 条　学院に入学を許可された者は、入学手続きに入学金 300,000 円を納付しなければならない。

2．授業料は年額 600,000 円とし、一括もしくは前期、後期の 2 期に分納して納付しなければならない。

（1）一括納付の場合は、4 月末日まで納付するものとする。

（2）分納で納付の場合は、前期分 300,000 円を 4 月末日まで、後期分 300,000 円を 10 月末日までに納付するものとする。

（3）休学を許可された者については、休学の開始日が 1 日からの場合は休学した月から、それ以外の場合は休学した月の翌月から、復学した月の前月までの授業料を免除する。

（4）退学者については、在籍した月までの授業料を納付しなければならない。

（5）月額授業料は 50,000 円とする。

3．納付した入学金は原則として、返却しない。

（細則の改正）

第 19 条　学院長が必要と認めた場合は、この細則を改正することができる。

付　則

（施行期日）

この細則は、1997年4月1日より施行する。

この細則は、2000年4月1日より施行する。

この細則は、2002年4月1日より施行する。

この細則は、2003年4月1日より施行する。

この細則は、2005年6月1日より施行する。

この細則は、2005年10月1日より施行する。

この細則は、2007年4月1日より施行する。

この細則は、2008年4月1日より施行する。

この細則は、2009年4月1日より施行する。

この細則は、2010年4月1日より施行する。

この細則は、2012年4月1日より施行する。

この細則は、2013年4月1日より施行する。

この細則は、2014年4月1日より施行する。

この細則は、2015年4月1日より施行する。

この細則は、2016年4月1日より施行する。

この細則は、2017年4月1日より施行する。

この細則は、2018年4月1日より施行する。

この細則は、2019年4月1日より施行する。

この細則は、2022年4月1日より施行する。

この細則は、2023年4月1日より施行する。

この細則は、2025年4月1日より施行する。

この細則は、2026年4月1日より施行する。